		ページ
九七八	特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	二一 120 一九
九七九	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額等を定める件	二二 二
九八〇	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件	二二 二
九八一	―保安林の指定を解除する件	二二 二
九八三	―保安林の指定施業要件を変更する件	二二 二
九八四	―保安林の指定をする件	二四 四
九九八	―保安林の指定を解除する件	二七 五
九九九―一二	〃	二三 二
一〇一三	種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件	二三 五
一〇一四	―保安林の指定をする件	二四 四
一〇二〇	―保安林の指定を解除する件	二七 五
一〇三六	―保安林の指定をする件	二八 三
一〇五一	〃	二九 五
一〇五二	〃	三〇 二
一〇六三	〃	三一 131 五八
一〇七八	〃	131 五九
一〇七九	テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件	三一 131 五八
一〇八〇	飼料の公定規格の一部を改正する件	三一 131 五九
	○環境省、農林水産省、経済産業省、	
二	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件	二七 六
	○経済産業省	
八三	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する告示	一 六
八四	冷凍保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件	一 六
八五	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件	二 五
八六	電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条第一項の規定によりその例によることとされる同法第三条の規定による改正後の電気事業法附則第十六項の規定に基づき、公示する件	七 三
八七	高圧ガス保安法第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件	一四 五
八八	高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件	一四 五
八九	産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件	一六 三
九〇	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示	二八 五
九一	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示	三一 四
	○経済産業省、国土交通省、環境省	
一	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件	一四 五
二	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録の更新に関する件	一四 六
	○経済産業省、環境省	
五	温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する告示の全部改正について	二七 七
	○国土交通省	
三九一―三九三	砂防法第二条の土地を指定する件	一 六
三九四	佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二 108 八
三九五	住宅瑕疵担保責任保険法人の住所及び保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件	七 三
三九六	産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件	七 四
三九七	重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の確保を図るために、当該重要物流道路に代わって必要となるものを指定した件を一部改正する件	七 109 五二
三九八	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件	九 五
三九九	船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件	九 五
四〇〇	水先人に免許を与えた件	九 五
四〇一	一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件	九 五
四〇二	運輸審議会件名表に登載された件	九 六
四〇三	港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の全部を改正する件	九 111 四